

電話相談

受付 | 午前10時~ 11時50分 時間 | 午後 1時~ 2時40分

03-3354-8520



事前予約 面接相談・随時相談

03-5919-7157



はじめに

本欄で扱われるテーマは、法令等の解釈・適 用に関するものが中心となっているが、今回 は、税務調査への対応方法等とともに、実務上 欠くことができない事務処理に関する事例をテ ーマに取り上げた。

1 贈与税の申告の有無等

事例 甲税理士は、兄弟の間で仲たがいしている相続税の申告に関して(相続人は、兄と弟の2人)、兄の方から依頼を受けた(弟からは依頼を受けていない)。

兄の説明によると、兄が平成15年に自宅を購入した際、生前、被相続人である母から、当時創設されたばかりの相続時精算課税及び住宅取得等資金の贈与に係る同特例(旧措法70の3の2)を適用して、当該資金3,500万円の贈与を受けた。

弟も平成20年に住宅を購入しており、母から 自分と同程度の金額の贈与を受けているはずな ので、今回、兄が弟に対して、その事実の有無 を尋ねたが、「答える必要はない」と一蹴され てしまったとのことであった。

甲税理士は、どのように対応すべきか。

回答 相続税法49条((相続時精算課税等に係る贈与税の申告内容の開示等))に基づき、被相続人の相続開始時における住所地の所轄税務署長に対して開示請求を行うことができる。

記明 1 相続税の申告を行う必要がある場合、他の共同相続人等(受遺者等も含む)を開示請求の対象者として、所定の手続を経て、一定の範囲で、被相続人からの生前贈与に係る課税価格に関する情報を「開示請求」することが可能である(相法49)。

なお、この制度は、相続税の申告を行う必要性を充足する範囲に限られた措置であり、具体的な開示内容は、被相続人から他の共同相続人等に対する次の情報となる。

- ① 相続開始前3年以内の贈与
- ② 相続時精算課税適用財産
- (注)1 贈与税の課税価格の合計額が①と② の区分により開示される。
 - 2 開示請求対象者が2人以上いても、 個人別の金額では開示されない(ただ し、上記事例では、他の共同相続人等 は1人となっている)。
- [参考1] 平成15年分~平成21年分の住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例の適用には、1,000万円の特別控除額の加算措置があった(旧措法70の3の2)。
- [参考2] 万一、他の相続人等に係る贈与財産の加算漏れがあり、修正申告を行うことになった場合などに関する延滞税の特則が設けられている(相法51②一イ、二イ)。

2 ところで、相続時精算課税制度は、平成15 年度税制改正による創設以来、約10年を経過し ているところ、最近の相続税の税務調査におい て、相続時精算課税適用の贈与財産の申告(加 算)漏れを調査官から指摘されたケースが生じ てきているようである。

この点は、時間の経過とともに、納税者(相続人等)自身が、相続時精算課税を適用したその贈与税の申告に関し、事後に及ぼす影響を充分に認識していなかったことに起因するのであろうが(また、場合によっては、贈与者側(生前の被相続人側)が贈与税の申告手続までを済ませたケースも皆無ではなかろう)、相続税の申告書の作成に当たって、税理士が確認を要す

る「重要事項」の一つになっている。

なお、事務所が継続的に関与し、その精算課税の申告も受任していた場合、事務所としての顧客に係る情報管理のあり方が問われることになることは言うまでもない。

2 無償返還届出書の提出の有無

権利金等の支払い事実が認められなかったので、「借地権の無償返還に関する届出書」(以下、

「届出書」とする)を税務署長に提出しているか相続人(後継社長)に尋ねたところ、先代社長(被相続人)でないと分からない、特に書類は見当たらないとのことであった。

乙税理士は、届出書の提出の有無の確認をど のように行ったらよいか。

「申告書等の閲覧サービス」を利用し、税務署の窓口で届出書の提出の有無を確認できる(届出書を提出していた場合は、閲覧できる)。

1 税務署長への届出書の提出の有無によって、対象地の評価額及び同族会社の株式評価額(純資産価額)の算定に大きな影響が生じる。

したがって、届出書提出の有無に関する事実 確認の実施は必要不可欠である。

2 この場合において、届出書は、確定申告書などと同様に、納税者が税務署長に提出した書類であることから、「申告書等の閲覧サービス」を利用することが可能である(税理士も、閲覧に関する代理人となれる)。

なお、相続開始前に、その事実確認を行う場合は、「個人情報開示請求」を利用することもできる。この場合、写しの入手も可能となるが、 税理士は、請求手続の代理人となれず、本人に 請求を行ってもらうことになる。

3 引継ぎ取得価額の教示依頼等

事例 内税理士は、不動産の譲渡を予定している納税者から、譲渡所得に係る税額計算を予め行って欲しいと依頼された。

当該物件は、昭和60年に居住用財産の買換え 特例を適用して取得した物件であるとのことで あったが、当時の申告書や関係書類は一切保存 されていない。

丙税理士は、どのように対応すべきか。

また、個人情報開示請求によることもできる (ただし、税理士は、同請求に係る代理人にな れない)。

説明 回答者が対応した事案の「概略」 を紹介し、説明とする。

① 昭和〇年に自宅兼アパートを売却して、居住用財産の買換え特例(旧措法36の2)及び事業用財産の買換え特例(旧措法37)を適用して、それぞれの用に供する別物件を取得した。

② 今回、その事業用の買換え取得資産を売却することになったが、その引継ぎ取得価額が不分明であった。

(理由1)(旧)事業用資産の買換え特例には、 現行の課税繰延べの20%縮減措置がな かったので、「収支明細書」に引継ぎ 取得価額(減価償却費)が計上されて いない。

(理由 2) 買換資産を取得した当時、措置法通 達33の6-1 ((代替資産等の取得価 額の計算)) が整備されていなかった ことから、上記(理由1)に同じ。 (注) 同通達の定めは、代替資産等の取得価額の引継ぎ計算に限られたものとなっているが、現在では、文書回答事例(平成14年2月14日東京国税局回答)によっても一般化されている。

(理由3)昭和○年の譲渡における、利用区分 (割合)が不分明であった。

③ そこで、納税者の現在の住所地の所轄税務署の窓口で、文書を提出して、引継ぎ取得価額に関する教示依頼を行った。

なお、依頼文書には、教示を必要とする理由 などを記載するとともに、当該物件の登記事項 証明書を添付した。

- ④ 後日、税務署から、「該当する資料はなかった」と口頭により回答を得た。
- ⑤ 更に慎重を期すため、納税者に依頼して、 旧住所地の所轄税務署長も含め、「個人情報開 示請求」を行った。
- ⑥ いずれの税務署からも、「開示請求に係る 保有個人情報は作成しておらず、保有していな いため、不開示とした。」との書面回答を得た。
- ⑦ 以上の結果を踏まえ、改めて、引継ぎ取得価額を然るべく再算定して、譲渡所得の申告を 行った。

ちなみに、昭和〇年に旧資産を譲渡した時、 納税者は一切納税しておらず、買換え特例を適 用したことが明らかであることなどから、仮 に、税務署が当該情報を持ち合わせていない場 合であっても、買換え取得資産の譲渡として申 告を行うことを予め納税者から了解を得て行っ た対応であったことを念のために申し添える。

【参考】「個人情報開示請求」と「申告書等閲覧 サービス」の比較(概略)

区分	個人情報開示請求	申告書等閲覧 サービス
根 拠	行政機関の保有する 個人情報の保護に関 する法律	個別通達「申告書 等閲覧サービスの 実施について(事 務運営指針)」
請求可能者	○ 個人〔本人・法 定代理人〕 ※被相続人に係る情報は不可。 ○ 法人は不可	○ 個人(本人・ 代理人) ※被相続人が提出 した資料には、 する際にはの委員 が必要員が必要。 ○ 法人(代 ・代理人)
コピーの 可否	可能(交付方式)	不 可
料 金	有料(1件300円)	無料
税理士に よる代理	不 可	可能
その他	窓口・郵送	窓口

- (注) 具体的な内容や手続などについては、 国税庁HPの次の登載情報を参照のこと。
- ①個人情報開示請求:調達・その他情報>個 人情報の保護>個人情報の保護に関する 手続等について
- ②申告書等閲覧サービス:税について調べる >事務運営指針>申告書等閲覧サービスの 実施について(事務運営指針)

注) 内容は、平成26年4月1日現在の法令等 に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決 支援の一環として掲載しています。文中の税 法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私 見(参考意見)ですので、実際の申告等税法 の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任 において行ってください。